

令和4年6月24日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 28 号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第 29 号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第 30 号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第 31 号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第 32 号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第 33 号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第 34 号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第 29 号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 24 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の兼務発令を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員の兼務発令について

草津市教育委員会の所管に属する職員の兼務発令を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

1 内容

新 任	現 任	氏 名
○一般職級 第二学校給食センター主査 兼学校給食センター主査	第二学校給食センター主査	宇野 正章

2 発令日 令和4年6月1日

令和4年5月31日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

議第 3 0 号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、請負契約の締結に対する意見を市長に申し出るにつき、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

志津南小学校大規模改造2期工事（建築）請負契約に関する議案について意見を市長に申し出るにつき、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和4年6月9日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

志津南小学校大規模改造 2 期工事（建築）

工事概要

契約の目的 志津南小学校大規模改造 2 期工事（建築）

契約の方法 条件付一般競争入札

契約の金額 1 8 1, 5 3 3, 0 0 0 円

契約の相手方 草津市志那町 7 3 3 番地 5
ゆうあい建設 株式会社
代表取締役 中瀬 誠

(参考)

工事場所 草津市若草二丁目

工事期間 契約締結日から令和 4 年 1 1 月 3 0 日まで

工事の概要 管理棟および教室棟大規模改造工事（1, 9 4 8. 4 m²）

議第 3 1 号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、請負契約の締結に対する意見を市長に申し出るにつき、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

総合体育館屋根・床板改修工事請負契約に関する議案について意見を市長に申し出るにつき、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和4年6月9日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

総合体育館屋根・床板改修工事請負契約

工事概要

契約の目的	総合体育館屋根・床板改修工事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	176,159,500円
契約の相手方	草津市志那町733番地5 ゆうあい建設 株式会社 代表取締役 中瀬 誠

(参考)

工事場所	草津市下笠町
工事期間	契約締結日から令和5年1月30日まで
工事の概要	屋根改修 (約3,931㎡) 床板改修 (約2,157㎡) その他付帯工事

議第32号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市社会教育委員設置条例(昭和37年草津市条例第16号)第2条の規定に基づき、草津市社会教育委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	藤澤 紳行	校長会
	橋本 篤典	草津市認可保育園連盟
社会教育の関係者	北川 千津子	草津市ボランティア連絡協議会
	内田 雪絵	くさつ☆パールプロジェクトチーム
	熊川 勉	草津市青少年育成市民会議
	山元 義宣	草津市まちづくり協議会連合会
	澤村 忍	暮らしに絵本時間おはなし大好きの会
	矢野 優貴	草津市 BBS 会
	中瀬 隆泰	特定非営利活動法人 宅老所心
	武田 美香	公募市民
	佐藤 由佳子	公募市民
	福田 ひなた	公募市民
家庭教育の向上に資する活動を行う者	出呂町 馨	草津市民生委員児童委員協議会
学識経験を有する者	山口 洋典	立命館大学 共通教育推進機構 教授
	長橋 聡	京都橘大学 発達教育学部 講師

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

○草津市社会教育委員設置条例（抄）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験を有する者

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（委員長および副委員長）

第5条 委員は互選により委員長および副委員長それぞれ1人を選任する。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは欠けたとき、これを代理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○社会教育法（抄）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

（1） 社会教育に関する諸計画を立案すること。

（2） 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

（3） 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準 定める省令（抄）

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第1条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

議第 3 3 号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定に基づき、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏名	備 考
草津市校長会および草津市園長会の代表	作田 まさ代	草津市校長会代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	我孫子 博	青少年育成市民会議会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	讃井 千恵	志津学区内町内会員
その他教育委員会が必要と認めるもの	長谷川 佳子	志津南学区まちづくり協議会 事務局 次長
その他教育委員会が必要と認めるもの	先川 且民	大路区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	平岡 典子	地域安全コミュニティ部 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	大和 一恵	矢倉学区未来のまち協議会副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	曾根 沙織	人と地域が輝く常盤協議会 構成員 常盤小学校 PTA 副会頭

任期 令和4年7月1日から令和4年12月26日まで
（今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間）

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

議第34号

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成２５年草津市教育委員会規則第２号）第２条の規定に基づき、草津市文化振興審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	大塩 量平	立命館大学 経済学部経済学科 准教授
	松本 茂章	日本アートマネジメント学会会長 日本文化政策学会理事
関係する団体から 選出された者	五十川 伸矢	草津市文化財保護審議会
	澤 孝子	（公財）草津市コミュニティ事業団
	富田 陽子	草津市認可保育園連盟
	中村 徹	草津市２１世紀文化芸術推進協議会
	成田 陽子	草津市教科等部会別研修図工・美術部会
	涌井 康貴	（特非）草津市心身障害児者連絡協議会
公募市民	内山 礼子	
	西村 修司	

任期 令和４年７月１７日から令和６年７月１６日まで

草津市文化振興審議会 関連例規抜粋

▼草津市附属機関設置条例

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)

名称	担任意務	定数
草津市文化振興審議会	文化振興に関する計画の策定および推進その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

▼草津市教育委員会附属機関運営規則

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

別表第1 (第2条・第9条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課

